五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百九十七億円
内訳（別表のとおり）

七　払込金額　三千五百六十三億九千二百九十二万七千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十七年二月十三日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}-\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}$$

（別表のとおり）

十二　利率　（一）　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

（二）　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記（一）の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記（一）の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十三　経過利子の払込み　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

（別表のとおり）

十四　利子　額面金額百円につき百円

十五　償還期限　銘柄毎の基準利回は、平成二十七年二月十日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十七年二月十日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十六　償還金額　日本銀行

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　財務大臣から通知を受けた者

十八　元利金支払場所

十九　入札参加者

二十　払込期日　平成二十七年二月十三日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百二十二回）	一・八％	平成四十二年九月二十日	四十億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十三回）	一・七％	平成四十三年十二月二十日	四百十一億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十四回）	一・八％	平成四十四年三月二十日	百三十九億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十六回）	一・六％	平成四十四年三月二十日	五十七億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十一回）	一・七％	平成四十四年十二月二十日	十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十四回）	一・五％	平成四十五年三月二十日	七十六億円
利付国庫債券（三十年）（第十二回）	二・一％	平成四十五年九月二十日	百四十三億円
利付国庫債券（三十年）（第十四回）	二・四％	平成四十六年三月二十日	十億円
利付国庫債券（三十年）（第十五回）	二・五％	平成四十六年六月二十日	二百三十五億円
利付国庫債券（三十年）（第十六回）	二・五％	平成四十六年九月二十日	七十六億円
利付国庫債券（三十年）（第十七回）	二・四％	平成四十六年十二月二十日	千四億円
利付国庫債券（三十年）（第十八回）	二・三％	平成四十七年三月二十日	百九十一億円
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	二十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十三回）	二・五％	平成四十八年六月二十日	十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十六回）	二・四％	平成四十九年三月二十日	十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十七回）	二・五％	平成四十九年九月二十日	四百九十億円
利付国庫債券（三十年）（第四十回）	一・八％	平成五十五年九月二十日	三十億円
利付国庫債券（三十年）（第四十一回）	一・七％	平成五十五年十二月二十日	三十億円

○財務省告示第八十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年二月二十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年三月十日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百六回、第三百七回、第三百八回、第三百九回、第三百十回、第三百十一回及び第三百十二回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十四回、第四十五回、第四十六回及び第四十七回）